

副 本

平成25年(ワ)第9521号、第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号、平成28年(ワ)第2098号、第7630号

損害賠償請求事件

原 告 原告1 外

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(37)

(旧緊急時避難準備区域の市町村の社会的状況について)

令和5年3月8日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議2係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁 護 士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同復代理人弁護士 壺 阪 明 宏



目 次

第1	はじめに	3
第2	南相馬市原町区の状況について	3
1	本件原発からの距離	3
2	空間放射線量の状況	4
(1)	空間放射線量の推移	4
(2)	個人積算線量の計測結果	8
(3)	水道水・食品等の放射性物質モニタリング検査結果	10
(4)	ホールボディカウンタによる内部被ばく線量の計測結果	11
(5)	小括	12
3	本件地震・津波による被害の状況	13
4	避難の状況	14
5	社会的活動の状況	15
(1)	小中学校及び高校の状況	15
(2)	商業施設及び医療機関の状況	16
(3)	地域イベント等の状況	16
第3	まとめ	17

第1 はじめに

本件訴訟の原告ら240名（87世帯）が本件事故時点で居住していた地域は広範にわたるが、原告らのうち本件事故当時、旧緊急時避難準備区域に居住していた原告らは、9名（5世帯。原告番号71－3は本件事故後出生のため、含まない。）であり、そのいずれもが南相馬市原町区に居住していた。

本準備書面では、旧緊急時避難準備区域、とりわけ原告らが居住していた南相馬市原町区における社会的状況や、同地域における本件事故後の外部被ばく及び内部被ばくの状況を具体的に明らかにし、同地域に居住し続けたとしても、健康影響があるとはいえないことや、本件地震や本件津波による被害を受けつつもなお速やかに社会的活動が再開されていったことについて主張するものである。

第2 南相馬市原町区の本件事故後の状況について

旧緊急時避難準備区域のうち、とりわけ原告らが居住していた南相馬市原町区における本件事故後の客観的状況について整理して述べる。

1 本件原発からの距離

南相馬市は、本件原発から約10キロメートルないし40キロメートルの地点に位置する自治体であり、原町区は大部分が本件原発から20キロメートルないし30キロメートルに所在する（乙D共435・17頁）。本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域の住民に対しては、平成23年3月15日、屋内退避指示が発出され（乙D共13）、同年4月22日、屋内退避指示を解除すると同時に、緊急時避難準備区域（区域内の居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことが

求められる区域)に指定され(乙D共16)、同年9月30日に緊急時避難準備区域の指定が解除された(乙D共17)。

2 空間放射線量の状況

(1) 空間放射線量の推移

ア 計測結果

南相馬市の平成23年の空間放射線量は次表のとおりである(乙D共418の1~10)。

単位: $\mu\text{Gy/h} \rightleftharpoons \mu\text{Sv/h}$ (マイクログレイ/時間 $\rightleftharpoons$ マイクロシーベルト/時間)

3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
—	20.00	4.21	3.43	2.51	4.00	3.34
3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日
2.72	2.99	2.55	2.70	1.86	1.57	1.42
3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
1.33	1.21	1.11	1.01	0.96	0.92	0.97
4月1日	4月6日	4月11日	4月16日	4月21日	4月26日	5月1日
0.92	0.75	0.68	0.59	0.53	0.53	0.52
5月16日	6月1日	6月16日	7月1日	7月16日	8月1日	8月16日
0.48	0.46	0.46	0.46	0.47	0.42	0.46
9月1日	9月16日	10月1日	10月16日	11月1日	11月16日	12月1日
0.42	0.43	0.44	0.42	0.42	0.41	0.42
12月16日	12月31日					
0.42	0.41					

※ 1日のうち午前9時の数値(午前9時に測定がない3月12日ないし14日のみ同日の最大値)を採用。

※ 測定場所: 南相馬合同庁舎駐車場

これによれば、南相馬合同庁舎(南相馬市原町区錦町一丁目)では、本件事故直後に一時的に空間放射線量の上昇が見受けられるものの、同年3

月15日には2.51マイクロシーベルト/時間まで急速に低減し、その後若干上下しながらも、同年4月1日には0.92マイクロシーベルト/時間、同年5月16日には0.48マイクロシーベルト/時間、同年8月1日には0.42マイクロシーベルト/時間、同年12月31日には0.41マイクロシーベルト/時間と減少傾向で推移している。

また、南相馬市市立総合病院（原町区高見町二丁目）においても、平成23年3月27日の空間放射線量は1.15マイクロシーベルト/時間であるものの、同年4月1日以降は継続して1マイクロシーベルト/時間を下回っており、時間の経過とともにさらに低下を続けている（乙D共132の1、乙D共420の1～11）。

単位：μGy/h≒μSv/h（マイクログレイ/時間≒マイクロシーベルト/時間）

3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日	4月1日	4月6日
1.15	1.05	0.98	1.04	1.04	0.90	0.82
4月11日	4月21日	4月26日	5月1日	5月11日	5月21日	6月1日
0.77	0.70	0.67	0.57	0.60	0.65	0.57
6月11日	6月21日	7月1日	7月21日	8月1日	8月11日	8月22日
0.60	0.61	0.59	0.56	0.56	0.53	0.56
9月1日	9月12日	9月21日	10月3日	10月11日	10月21日	11月1日
0.55	0.56	0.54	0.53	0.56	0.55	0.53
11月11日	11月21日	12月1日	12月12日	12月21日	1月4日	1月11日
0.50	0.52	0.51	0.50	0.49	0.49	0.48
1月23日						
0.47						

※ 午前9時の数値を採用。

※ 測定場所：南相馬市市立総合病院北側入口（外部）

以上から、南相馬市原町区の空間放射線量は、本件事故後早期の段階で、

政府が避難指示の基準とした年間積算線量20ミリシーベルト（3.8マイクロシーベルト／時間。仮に1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、年間20ミリシーベルトに相当する量）を大きく下回っている状況にあったことが明らかである。

イ 市民に対する情報提供

（ア）空間放射線量に関する情報提供

上記南相馬合同庁舎の空間放射線量については福島県のホームページに、南相馬市市立総合病院の空間放射線量については南相馬市のホームページにそれぞれ掲載されており、市民はいつでも誰でも閲覧可能である（乙D共132の1、乙D共418の1～10、乙D共420の1～11）。

また、南相馬市の広報誌「広報みなみそうま」では、平成23年6月15日に発行の号外第6号から、市内各所の放射線モニタリング結果の一覧表が掲載されるようになった（乙D共608、乙D共609）。当該広報誌のモニタリング結果の情報からも、原町区の各所における空間放射線量が避難指示の基準となる空間放射線量の基準である3.8マイクロシーベルト／時間を下回る水準であることが明らかにされていた。

（イ）健康影響に関する情報提供

本件事故後に観測された空間放射線量が健康影響を生じさせる程度のものではないこと、時間の経過に伴いさらに低下していること、さらには本件原発の事故の状況が収束に向かっていることについては、本件事故の直後から、新聞報道や政府のウェブサイト等の各種媒体によって繰り返し周知されており、南相馬市内の旧緊急時避難準備区域の居住者又は同市から避難した者はこれらの情報を十分に知り得る状況にあった。

例えば、本件事故発生直後の平成23年3月14日付け朝日新聞は、

「被曝の影響は 微量→まず心配なし 体に付着→除染必要」との見出しで、直ちに健康に影響を与える値ではないという専門家や政府の説明を紹介するとともに、通常の生活においても1年間に2400マイクロシーベルトの放射線を浴びること、胸部のCTスキャンで1回に6900マイクロシーベルトの放射線を浴びることを報じた（乙D共222の1）。また、同年3月19日付け朝日新聞は、「被曝 心配し過ぎないで」の見出しで、「原発の半径30キロ圏内の住民でも、除染が必要なレベルの放射線が検出されたのは、原発のそばを歩いていたなど、ごく例外的な場合だけ。圏外の住民は現状では検査は必要ない」、「現状で健康への影響が心配されるのは、『原発の復旧作業のために尽力している方々だけ』」との専門機関の見解を紹介している（乙D共278・14枚目）。

新聞以外でも、例えば公益社団法人日本医学放射線学会は、平成23年3月18日に「放射線被ばくなどに関するQ&A」をウェブサイト上に掲載し、放射線被ばくに関する科学的知見を提供するとともに、適切かつ冷静な判断を促す（乙D共62）など、放射線の安全性について情報を提供しており、さらに、妊娠中の女性に向けた情報発信としては、厚生労働省が平成23年4月7日に「妊娠中の方、小さなお子さんをもつお母さんの放射線へのご心配にお答えします。～水と空気と食べものの安心のために～」と題するパンフレットを作成のうえ、妊婦検診を行う医療機関や母子手帳の交付窓口、幼稚園・保育所等において配布したほか、ウェブサイト上で公開していた（乙D共60）。同パンフレットには、「生まれてくる赤ちゃんのためにも、ご自身のためにも、過度なご心配はなさらず、いつもどおりの健康管理につとめてください」「赤ちゃんはもちろん、小さなお子さんに対しても特別なご心配はいりません」「母乳を飲ませていた方は、今までどおり、飲ませてあげてください」「国や自治体から指示がない限り、水道水は、妊娠中の方や授乳中の方、小さ

なお子さんにとって安全です」「お子さんを外で遊ばせることについて、心配しすぎる必要はありません」などと記載されている。

また、「広報みなみそうま」平成23年号外第6号では、「緊急時避難準備区域 生活Q&A」と題して、「緊急時避難準備区域内の住宅敷地内（家庭菜園を含む）の草むしりは、一切制限はかけられておりません。通常どおり、草むしりををしていただいて差し支えありません」「『アブラナ科の花蕾類』…以外の農作物…（は、）根菜類を含め、平常時と同様に飲食していただいて差し支えありません」といった情報提供がなされている（乙D共608）。

以上から、本件事故後の空間放射線量では、赤ちゃんを含む人への健康影響を与える程度でないことについては、新聞・南相馬市の広報誌・ウェブサイト等によって明らかにされていたといえる。

（2）個人積算線量の計測結果

ア 計測結果

南相馬市では、18歳以下の子どもと妊婦のうちの希望者等を対象として、平成23年度から個人積算線量計（ガラスバッジ）を使用した追加外部被ばく線量測定が実施された。

南相馬市は、調査結果を地区別に整理しているところ、原町区においては、下表のとおりの結果が示された（乙D共610）。

ミリシーベルト	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1.0以下	47.0%	71.9%	67.6%	85.0%	95.7%	97.4%	97.9%
1.0～2.0	44.3%	25.4%	28.3%	13.3%	3.7%	2.1%	1.8%
2.0～5.0	8.4%	2.7%	3.8%	1.5%	0.6%	0.5%	0.4%
5.0以上	0.2%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%

上記表を参照すれば、測定の受検者のうち、平成23年度に1.0ミリシーベルト未満の被ばくであった者が全体の47.0パーセント、1.0～2.0ミリシーベルトの被ばくであった者が44.3パーセントと大半を占めていたことが明らかである。

イ 市民に対する情報提供

南相馬市では、事前にガラスバッジの配布について市の広報誌等で案内を行っており（乙D共611・12頁）、また、測定結果は市の広報誌及びホームページにおいて以下のとおり公表されている。

「広報みなみそうま」の平成24年4月号では、平成23年10月から同年12月に実施された測定結果について、「福島県『放射線と健康』アドバイザリーグループからのアドバイス（評価）を受けた結果…健康影響が心配されるレベルの線量の方はいませんでした」との評価を明らかにしている（乙D共522・16頁）。

同6月号では、平成23年12月から平成24年3月に実施された測定結果について「外部被ばく線量は減少していると考えられます」との情報提供を行っている（乙D共612・6頁）。

そして、南相馬市のホームページでは、平成23年度から平成29年度までの測定結果が公表されているとともに、「結果の総括」として「市民全体としての追加外部被ばく線量は非常に低いレベルまで低下し」ており、「子供の追加外部被ばく線量は全体から見て幸いにもより低い値を示している旨を明らかにしている（乙D共610）。

以上から、南相馬市は、個人積算線量の測定結果について、ホームページや広報誌を利用した情報提供が行われていたことは明らかである。

(3) 水道水・食品等の放射性物質モニタリング検査結果

ア 計測結果

水道水の放射性物質モニタリング検査によれば、南相馬市では本件事故直後（平成23年3月21日）に大谷浄水場において220ベクレル／キログラムと乳児の摂取指標値である100ベクレル／キログラムを超える放射性ヨウ素が検出されたが、その後間もなく数値は低下し、同年4月4日以降、放射性物質は検出限界以下となっている（乙D共435・30頁）。

また、地下水（井戸水）については、福島県災害対策本部によって平成23年8月11日から同年9月18日に、南相馬市内の388箇所において調査が実施されたものの、放射性物質は検出されなかった（乙D共613）。

イ 市民に対する情報提供

南相馬市では、同市原町区内の3つの浄水場（牛越浄水場、大谷浄水場、矢川原浄水場）について放射性物質モニタリング検査結果を実施し、その結果をホームページや広報誌に掲載する方法で市民に対して情報提供している（乙D共611・18～19頁）。また、厚生労働省のホームページ中の「水道水中の放射性物質に関する検査の結果」とのページでは、政府原子力災害対策本部が実施した福島県全域の水道事業者等を対象とした水道水中の放射性物質に関する検査結果が3か月ごとに公表されており、平成23年3月以降の水道水中の放射性物質の有無について誰でも確認することができる（乙D共614）。

また、「広報みなみそうま」平成23年10月号では、「井戸水Q&A」と題するコラムが設けられ、「井戸水は安全ですか？」との質問に対して、「一般的には安全と考えられ」る旨の情報提供がなされている（乙D共613・11頁）。

(4) ホールボディカウンタによる内部被ばく線量の計測結果

ア 計測結果

福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査によれば、南相馬市では平成24年3月末までに累計389人が検査を受け、その全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ており（乙D共516・1頁）、その後、平成31年3月31日までの累計4274名の検査結果についても、全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であった（乙D共370・5頁）。

なお、南相馬市では、平成23年9月末までの実施分から検査結果が公表されているところ、当該実施分から平成31年3月までの実施分に至るまで、1人の例外もなく全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり、本件事故後、早期の段階から預託実効線量の測定値も低水準で推移していたことが明らかである（乙D共615、乙D共561）。

また、南相馬市においても、平成23年9月から市独自のホールボディカウンタによる内部被ばく検査が実施されているところ、「広報みなみそうま」平成24年6月号によれば、同検査における「放射性セシウムの検出率は…大幅に減少し」ており、本件事故から1年後の平成24年3月末には「子供の99%、大人の90%以上から放射性物質が検出され」ず、「新たに放射性物質を取り込んでいる可能性は低い」旨の判断が示されている（乙D共612・4～5頁）。

イ 市民に対する情報提供

福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査の結果は、過去の検査結果について福島県のホームページ内の「ふくしま復興ステーション」において公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。また、南相馬市が独自に実施する同検査の結果についても、同市のホーム

ページ及び上記広報誌の記載等によって、その結果が公表されている。

(5) 小括

このように、南相馬市原町区においては、少なくとも平成23年3月17日以降、3.8マイクロシーベルト／時間（仮に1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる年間20ミリシーベルトに相当する。）を超える空間放射線量は観測されておらず、より実効線量に近い個人積算線量については平成23年度であっても年間1ミリシーベルト程度であり、水道水の放射性物質モニタリング検査結果や、内部被ばく線量の検査結果も低いレベルにとどまっている。

このように外部被ばくであっても内部被ばくであっても極めて低いレベルの放射線量は健康に影響を与えるものではなく、このことは広く報道機関の報道、南相馬市の広報誌やウェブサイト等の情報提供によって周知されていた。

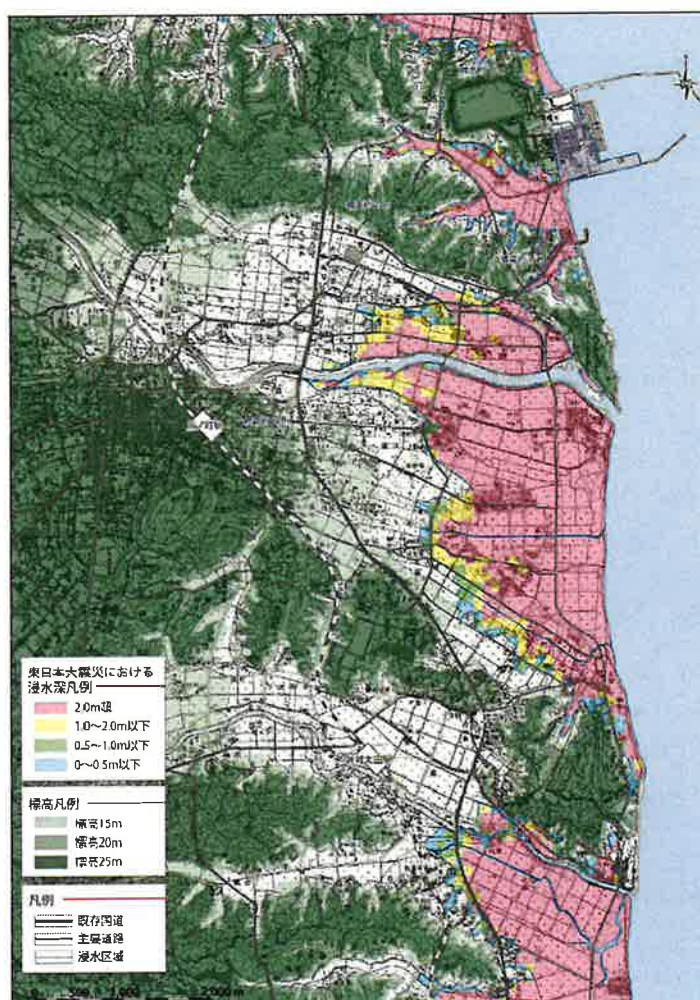
以上から、原告らが南相馬市に居住し続けても本件事故による放射線が健康に影響を与えるものではないことは、通常人であれば認識し得たといえる。

3 本件地震・津波による被害の状況

南相馬市においては、平成23年3月11日に発生した本件地震及びその後の大規模な余震により、小高区、鹿島区、原町区高見町において震度6弱、原町区のその余の地域で震度5強の揺れが観測された。本件地震の余震は、本件地震の震源域近くのマグニチュード7以上のものだけでも、同日マグニチュード7.4、同日マグニチュード7.6、同日マグニチュード7.5、同年4月7日マグニチュード7.2、同月11日マグニチュード7.0の余震が発生し、南相馬市原町区において震度4以上を記録した余震は平成23年中に13回に上った（乙D共435・8～10頁）。

そして、本件地震によって引き起こされた津波は、南相馬市に最も近い相馬の観測点において最大9.3メートル以上を観測し、被害面積は、南相馬市全体で40.8平方キロメートル、市域の約10パーセント、原町区では合計14.5平方キロメートルにも及ぶ（乙D共435・13頁）。

南相馬市は、地震及び津波の甚大な被害を受け、原町区では



■浸水区域（原町区）

所在不明者（死亡者を含む。）が1183名にも上った（乙D共436・39頁）。また、建物被害については、原町区では全1万6667世帯中、全壊が439世帯、大規模半壊が46世帯、半壊が129世帯、一部損壊が1297世帯と

なり、南相馬市全体では、地震・津波で被害を受けた住家は、全世帯の約18パーセントにも及んだ（乙D共436・53頁）。

【本件地震及び本件津波の状況（乙D共436・13頁）】



ライフライン等については、上下水道が市内全域で断水となり、津波被災地を除く地域に限っても給水がほぼ可能になったのは平成23年4月25日まで要し、携帯電話・固定電話とも繋がらない状況であった（乙D共436・43頁）。さらに、インフラの状況としては、市内の道路は幹線道路である国道6号が通行不能となり、県道・市道も津波到達エリア内では壊滅的被害を受け、内陸部においても通行障害が生じた路線が数多くあった（乙D共436・44頁）。

4 避難の状況

南相馬市原町区では、本件事故が発生した平成23年3月11日の時点において居住者数が4万7115名であったところ、本件地震から約5か月後である平成23年8月8日の時点で原町区の居住者数は2万7785人まで回復している（乙D共519）。

すなわち、旧緊急時避難準備区域に所在する南相馬市原町区では、政府による強制的な避難指示があった避難指示区域のように多くの居住者が避難したとはいえず、避難したとしても早期に帰還したという状況であったといえる。

5 社会的活動の状況

(1) 小中学校及び高校の状況

原町区の小中学校（全12校）は、本件事故後、平成23年4月22日に本件原発から30キロメートル圏外の鹿島小学校、八沢小学校、上真野小学校、鹿島中学校のほか、前川原体育館の施設を使用して、再開した。

再開当初、生徒はそれぞれの学校からスクールバスを利用して鹿島小学校等に登校していたが、同年9月30日に緊急時避難準備区域が解除されたことを受けて、原町第一小学校、原町第三小学校、大甕小学校と原町第一中学校、



原町第二中学校の5校は同年10月17日に自校授業を再開した。また、原町第二小学校、太田小学校、高平小学校の3校は地震の被害によって再開が遅れていたが、これらについても平成24年1月10日に自校授業を再開するに至った。また、残る石神第一小学校、石神第二小学校、石神中学校及び原町第三中学校の4校も地震被害を修繕の上、同年2月27日からそれぞれ自校授業を再開した（乙D共139、乙D共436・50頁）。

平成24年3月13日には南相馬市の中学校で卒業式が行われ452人が卒業した（乙D共522・1頁）。また、同月23日には小学校でも卒業式が行われた（乙D共522・5頁）。一方で、平成24年度には南相馬市の



小学校に２８８人、中学校に３９５人が入学している（乙Ｄ共５２３・１０～１１頁）。

さらに、原町区には、原町高校と相馬農業高校の２つの公立高校があるところ、原町高校は、本件事故後暫くの間は、県立相馬高校（相馬市）で授業を行っていたが、平成２３年１０月２６日に自校授業を再開し（乙Ｄ共５２０）、相馬農業高校は、同年１１月１４日に自校授業を再開している（乙Ｄ共６１６）。

平成２３年１２月２１日には、ＪＲ常磐線のうち原ノ町ー相馬間が運転を再開し、原ノ町駅では授業の再開により通学する学生の姿がみられるようになった（乙Ｄ共５２１・２０頁）。



（２）商業施設及び医療機関の状況

商業施設についても、平成２３年５月６日には、イオンスーパーセンター南相馬店が営業再開したのをはじめとして、同年４月以降には各種商業店舗が数多く営業を再開している（乙Ｄ共１４０、乙Ｄ共１４１）。

医療関連機関についても、東日本大震災の発生後に入院と救急以外の診療を休止し、入院患者についても県外等の医療機関に移送するなど、診療等に制約が生じていたが、平成２４年５月１日時点で２９の医療機関、１９の歯科医療機関が診療を再開している（乙Ｄ共４３６・４６頁、乙Ｄ共１４２）。

（３）地域イベント等の状況

南相馬市内では、平成２３年８月１１日に追悼と復興への願いを込めた花火大会「LIGHT UP NIPPON」が鹿島区で開催され、約２００

0発の花火が打ち上げられるなど、東日本大震災の復興に関する屋外イベントが開催されるようになっている。「広報みなみそうま」平成23年9月号の裏表紙ではその様子が写真とともに掲載されており、会場周辺には大人、子供を問わず多くの参加者が参加していたことがうかがえる（乙D共617）。

また、平成23年11月3日には、原町区恒例の「あきいち2011」が原町区の旭公園及びまちなかひろばを会場として開催され、多くの人でにぎわっている（乙D共618）。

第3 まとめ

南相馬市原町区においては、少なくとも平成23年3月17日以降、3.8マイクロシーベルト／時間（仮に1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる年間20ミリシーベルトに相当する。）を超える空間放射線量は観測されておらず、より実効線量に近い個人積算線量については平成23年度であっても年間1ミリシーベルト程度であり、水道水の放射性物質モニタリング検査結果や、内部被ばく線量の検査結果も低いレベルにとどまっている。このように外部被ばくであっても内部被ばくであっても極めて低いレベルの放射線量は健康に影響を与えるものではなく、このことは広く報道機関の報道、南相馬市の広報誌やウェブサイト等の情報提供によって周知されていた。原告らが南相馬市原町区に居住し続けても本件事故による放射線が健康に影響を与えるものではないことは、通常人であれば認識し得たといえる。

また、南相馬市原町区においては、本件地震及び本件津波による甚大な被害を受けている中でも、政府による強制的な避難指示があった避難指示区域のように多くの居住者が避難したとはいえず、避難したとしても早期に帰還していたし、社会的活動としても、平成23年5月6日には、同市内の大型商業施設

が再開し、同年９月３０日に緊急時避難準備区域が解除されたことを受けて、同市内の小中学校では平成２３年１０月１７日には自校授業を再開するなど、本件事故直後の時期から順次再開していく客観的な状況にあったのである。

以 上